

静岡県地域自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月28日

静岡県知事 川勝平太

静岡県条例第33号

静岡県地域自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例

静岡県地域自殺対策緊急強化基金条例（平成21年静岡県条例第39号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p style="text-align: center;"><b>附 則</b></p> <p>2 この条例は、<u>平成30年3月31日</u>限り、その効力を失う。</p>	<p style="text-align: center;"><b>附 則</b></p> <p>2 この条例は、<u>平成31年3月31日</u>限り、その効力を失う。</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。